

部落解放月間啓発ポスター等デザイン制作業務に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、部落解放月間啓発ポスター及びリーフレットデザイン制作業務（以下「委託業務」という。）に関し、企画提案書等を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

部落解放月間啓発ポスター等デザイン制作業務

(2) 業務の内容

部落解放月間啓発ポスター及びリーフレットのイラストによるデザインを制作する。詳細は、部落解放月間啓発ポスター等デザイン制作業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約日から令和8年6月3日（水）まで

(4) 予算額200千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8年3月26日（木）から本件業務の企画提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 委託者との協力・連絡体制を構築できる者であること。

4 評価方法等

(1) 審査会

企画提案書等の審査は、部落解放月間啓発ポスター等デザイン制作業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において行う。

(2) 評価方法

それぞれの審査員（5名）がアの評価項目における評価の視点ごとにイの評価基準により5段階で評価を行い、その評価点にそれぞれ係数を乗じたものの合計数（100点満点）を総合し（500点満点）、最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。

なお、予算額を超える見積価格を提出した者は、失格とする。

ア 評価項目等

評価項目	評価の視点	係数	得点
業務内容の理解	業務の内容を正しく理解し、デザイン案に反映されているか	×2	10
表現力	若年層を中心に訴求力のある印象的なイラストデザインか	×6	30
	部落解放月間を前向きにPRできるデザインとなっているか	×5	25

	特定の場所や人物を連想させないデザインか	× 1	5
工夫	独自の工夫やアイデアがあるか	× 3	15
業務遂行能力	過去5年間（R3以降）に本業務と同様又は類似のポスター・リーフレット・チラシ等のデザイン制作に係る業務実績があるか	× 3	15
合計			100

イ 評価基準

評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価点	評価基準
5点	非常に優れている
4点	優れている
3点	標準的である
2点	劣る
1点	非常に劣る

5 選定方法

4により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最も高い点数を獲得した者が複数ある場合は、審査員の合議により最優秀提案者を選定する。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加に当たっては、以下の書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書（様式第1号）

(2) 提出方法

14の各種書類提出先に持参、郵便等又は電子メールにより提出すること。

(3) 提出期間及び時間

持参の場合は、令和8年3月26日（木）から4月10日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵便等又は電子メールによる場合は、4月10日（金）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) その他

本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期日までに提出した者に限る。

7 質問の受付について

(1) 本プロポーザルに関して質問がある場合は、令和8年4月2日（木）午後5時15分までに電子メール（様式自由）により質問すること。なお、電子メールの宛先は14の各種書類提出先に記載のメールアドレスとすること。

(2) 回答は、令和8年4月8日（水）までに、質問者名を伏せて人権・同和対策課ホームページ（とりネット：<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>）に掲載することにより回答するものとする。

8 企画提案書等の作成及び提出

次の書類を提出すること。

(1) 企画提案に必要な書類等

ア 企画提案書（様式第2号）

デザイン案のコンセプトを簡潔にわかりやすく記載すること。また、過去に行ったポスターデザイン制作等、類似の事業実績について記載すること。

イ 部落解放月間啓発ポスターデザイン案

デザイン案は、下書きに近いラフ画（カラー）でもよいこととする。

ポスターのデザイン案を A3 版の用紙にカラー印刷したもの1部又はデザイン案のPDFデータを入れたCD-ROMを添付すること。なお、デザイン案の作成に当たっては、仕様書に指定した事項を十分に確認の上、作成すること。

なお、複数のデザイン案の提出を希望する場合は、1提案者につきデザイン案を2提案まで受け付けるものとする。

ウ 見積書（リーフレットデザインの制作も含めた委託業務総額に係る経費を算出し、その経費を記載すること。なお、消費税及び地方消費税の額も記載すること。）

エ 参加者が過去に作成したデザインがわかるもの（ポスター・パンフレット・チラシ等のうち1種類とし、PDFデータによる提出も可とする）

(2) 提出方法

持参又は郵便等により、14の各種書類提出先に提出すること。電子メールによる提出は受け付けない。

(3) 提出期間及び時間

令和8年4月24日（金）午後5時15分までに14の提出先に提出すること。なお、郵便等による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務の内書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととし、併せて14の場所に電話連絡すること。

9 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知する。なお、結果については、通知の相手方の順位及び得点を通知するものとする。

10 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、合意に基づき契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

11 契約保証金

契約の相手方（以下「受託者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 契約締結までのスケジュール

契約の締結に至るまでの手続及び時期は、次のとおりとする。ただし、(5)以降の日程については、状況に応じて前後する場合がある。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) ホームページ掲載（公募開始） | 令和8年3月26日（木） |
| (2) 質問受付期限 | 同年4月2日（木） |
| (3) 企画提案参加申込書の提出期限 | 同年4月10日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 同年4月24日（金） |
| (5) 審査会開催 | 同年5月上旬予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 同年5月上旬予定 |
| (7) 契約締結等の協議 | 同年5月中旬予定 |
| (8) 契約締結 | 同年5月中旬予定 |

13 その他

(1) 企画提案書等

ア 3の参加資格のない者が提出した企画提案書等及び虚偽の記載がなされた企画提案書等は、無効とする。

イ 提出された企画提案書等は、原則として返却しないものとする。

ウ 企画提案参加申込書又は企画提案書等の提出後に本プロポーザルへの参加を取り下げる場合は、速やかに14の問合せ先に連絡するとともに、文書で通知すること。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書等に係る著作権は提案者に、契約締結後の成果品に係る著作権は受託者に帰属するものとする。ただし、成果品について、鳥取県等（県内市町村及び関係機関を含む。以下同じ。）は、受託者から納品されたデザインデータをもとに、当該データを加工して鳥取県等が作成するポスター、リーフレット、チラシ及び啓発物品の作成並びに各種広報誌及びホームページへの掲載について、無償で使用できるものとする。

イ 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) 情報公開の取扱い

提案者は、企画提案書が鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上提出するものとする。

(5) その他

この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課長が別に定める。

14 手続等

問合せ先・各種書類提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局人権・同和対策課

電話0857-26-7074

ファクシミリ0857-26-8138

電子メール jinken@pref.tottori.lg.jp

15 その他

令和7年度の部落解放月間啓発ポスター及びリーフレットの写真をインターネットのホームページ(とりネット:<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>)に掲載するので、参考にすること。